

対象期間を延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける

中小事業者の「雇用」を支援します

新型コロナウイルス感染症対策 雇用安定助成金

～雇用調整助成金への上乗せ支援～

雇用調整助成金とは

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。雇用保険の被保険者以外の従業員は、緊急雇用安定助成金の対象となります。詳細は、[ハローワーク多治見（0572-22-3381）](tel:0572-22-3381)、[岐阜労働局助成金センター（058-263-5650）](tel:058-263-5650)へお問い合わせください。

対象者	次の①～②すべてに該当する方 ① 多治見市内に本社のある中小事業者 ② 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定を受けている方（4/5の助成率に限る）
助成額	次の①～②のいずれかに該当する金額 1事業者 上限100万円 （100円未満切り捨て） ①雇用調整助成金等の助成額単価（支給決定額÷休業延べ日数）が12,000円以下の方 【算定式】雇用調整助成金等支給決定額 ÷ 8 ②雇用調整助成金等の助成額単価（支給決定額÷休業延べ日数）が12,001円以上13,500円未満の方 【算定式】（13,500 - 助成額単価）× 休業延べ日数 ※①②とも教育訓練加算総額は除く
対象期間 (休業期間)	令和2年4月1日 ～ 令和3年4月30日 の間の休業にかかる申請手続き
必要書類	①雇用安定助成金支給申請書 ②雇用調整助成金等の交付決定通知書の写し（岐阜労働局発行） ③雇用調整助成金等の申請書一式 ※詳細については、裏面をご覧ください。 ④雇用安定助成金交付請求書
申込期限	雇用調整助成金等の交付決定から45日以内
申請先	多治見市役所産業観光課（本庁舎1階）

お問い合わせ先

多治見市役所 産業観光課 企業支援グループ（本庁舎1階）
TEL：0572-22-1252（ダイヤルイン）
FAX：0572-25-3400
〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地



雇用調整助成金等申請書類一式について（市補助金申請時必要書類）

雇用調整助成金を受けた方

5月18日までに申請した場合	<ul style="list-style-type: none">• 雇用調整助成金休業等実施計画（変更）届• 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書• 雇用調整助成金（休業等）支給申請書• 雇用調整助成金額算定書
5月19日以降に申請した 中規模事業者の場合 （小規模事業者以外）	<ul style="list-style-type: none">• 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書• 雇用調整助成金（休業等）支給申請書• 雇用調整助成金額算定書
5月19日以降に申請した 小規模事業者の場合	<ul style="list-style-type: none">• 雇用調整助成金支給申請書• 支給申請書別紙 助成率確認票• 休業実績一覧表
6月12日以降に申請した 小規模事業者の場合	<ul style="list-style-type: none">• 雇用調整助成金支給申請書• 休業実績一覧表

緊急雇用安定助成金を受けた方

5月18日までに申請した場合	<ul style="list-style-type: none">• 緊急雇用安定助成金休業実施計画（変更）届• 休業実施事業所の事業活動の状況に関する申出書• 緊急雇用安定助成金支給申請書• 緊急雇用安定助成金助成額
5月19日以降に申請した 中規模事業者の場合 （小規模事業者以外）	<ul style="list-style-type: none">• 休業実施事業所の事業活動の状況に関する申出書• 緊急雇用安定助成金支給申請書• 緊急雇用安定助成金助成額算定書
5月19日以降に申請した 小規模事業者の場合	<ul style="list-style-type: none">• 緊急雇用安定助成金支給申請書• 支給申請書別紙 助成率確認票• 休業実績一覧表
6月12日以降に申請した 小規模事業者の場合	<ul style="list-style-type: none">• 緊急雇用安定助成金支給申請書• 休業実績一覧表